

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する 法律案に関する参考資料

I. サービスの向上

- ①住民基本台帳ネットワークシステムの活用による住所変更等の届出の省略について 1
- ②社会保険と労働保険との連携の推進について 2

II. 保険料の収納対策の強化等

- ①国民年金保険料に係る納付環境の整備について 4
- ②学生納付特例事務法人の創設について 5
- ③国民年金保険料等の未納者に対する国保短期被保険者証の活用について 6
- ④保険医療機関・介護サービス事業者に係る社会保険料の納付の促進について 9
- ⑤社会保険労務士に係る社会保険・労働保険の保険料の納付の促進について 16
- ⑥事業主との連携による保険料納付の促進について 18

III. 公正・透明・効率的な運営の確保

- ①事務費国庫負担の見直しについて 19
- ②福祉施設規定の見直しについて 21
- ③基礎年金番号の法定化について 22

住民基本台帳ネットワークシステムの活用による住所変更等の届出の省略等について

【現状】 現在、住基ネットから本人確認情報の提供を受けて活用している事項

- (1) 20歳到達者情報の取得による国民年金の加入勧奨・職権適用（平成15年4月～）
- (2) 裁定請求の際の住民票の写しの添付省略（平成15年10月～）
- (3) 年金受給者の生存確認による現況届の省略（平成18年10月～（12月生月者から省略の対象））



【今回の改正事項】 住基ネットの利用拡大（住民基本台帳法及び国民年金法等の改正）

(1) 国民年金の未加入者対策（平成19年度～）

34歳に到達した者の本人確認情報を住基ネットから取得し、国民年金が適用されていない者（未加入者）に対して資格取得届出の勧奨等を行う。

(2) 国民年金、厚生年金等の被保険者等の住所変更等の届出の省略（平成23年4月～）

現在、国民年金、厚生年金等の被保険者・年金受給権者の住所等が変更になった場合には、市町村又は事業所を通じて届け出いただいている。これについて住基ネットから被保険者・年金受給者の本人確認情報を取得し、年金公法人において記録を変更することにより、住所変更等の届出が不要となる。

※住民基本台帳法では、住基ネットからの本人確認情報の提供先と提供目的(事務)を法律上限定していることから、同法を改正。また、大半の被保険者・年金受給者の住所変更等の届出を不要とするため、国民年金法等を改正。

廃止する届出の種類・割合（粗い試算）

※数値は、「処理データ量」も含まれ、正確な件数ではない。

	社会保険庁への申請・届出	年金受給権者現況届	氏名・住所変更届等	算定基礎届 (存続)	賞与等支払届 (存続)
		平成18年10月～段階的に廃止	平成23年4月～段階的に廃止		
件数・処理量	約1億3,600万	約2,600万	約700万	約3,300万	約1,200万
構成比	100%	約19%	約5%	約24%	約9%

社会保険と労働保険の連携の推進について

1. 現 状

(1) 社会保険・労働保険徴収事務センターの設置（15年10月1日設置）

保険料徴収事務を一元的に処理するため、全国の社会保険事務所（312ヵ所）に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置。

【実施事務】

ア. 社会保険及び労働保険に関する届出の受付（15年10月1日開始）

- ・社会保険の算定基礎届及び労働保険の保険料申告書等の受付。
- ・社会保険と労働保険の届出契機が同一の届出の一括受付（18年10月～）。

イ. 賃金・保険料額に関する事業所調査の実施（15年10月1日開始）

- ・徴収や適用の適正化のための社会保険の調査官総合調査及び労働保険の算定基礎調査を実施。

ウ. 事業所説明会の開催（16年3月1日開始）

- ・社会保険の算定基礎届説明会（毎年6月開催）及び労働保険の年度更新説明会（毎年3～4月開催）を開催。
- ・事業所説明会の開催時期を統一（19年3月～）。

エ. 滞納整理の実施（16年4月1日開始）

- ・社会保険と労働保険の保険料をいずれも滞納している事業所（共通滞納事業所）について、保険料の滞納整理を実施。

(2) インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括受付（15年10月27日から順次実施）

インターネットを利用して、事業主が365日24時間、自宅や会社から時間の制約なく保険料徴収関係の届出を含め、社会保険と労働保険の各種届出の共通項目については一括（7グループ19届出）して行うことができることとした。

2. 今後の取組

(1) 今回の改正事項

①社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新の期限の統一（21年4月施行）

労働保険における年度更新（当該年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付）の期限を、社会保険の標準報酬月額算定の届出の期限である7月10日に統一。

②現物給与の評価の統一（21年4月施行）

報酬等の一部が通貨以外の現物（住居、食事等）で支払われる場合の評価について、厚生労働大臣が定めることに統一するとともに、現物給与の標準価額を都道府県単位で統一。

③労働保険の適用事業所に関する資料の提供要求（公布日施行）

社会保険と労働保険の連携の一環として、都道府県労働局等が社会保険事務所等の官公署に対し、事業所に関する情報提供を求めることを可能とする。

(2) その他の事項

①社会保険・労働保険の申請・届出様式の共通化（20年4月から順次実施）

申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める。

また、電子申請・届出システムの入力の合理化についても合わせて推進する。

②社会保険・労働保険の適用の統一等（20年4月から施行）

社会保険・労働保険の適用に関する通達について見直し、現行の法体系の下で可能な限りその解釈、表現の統一を図る。

また、既に適用されている事業所・事業に関しても、現行の法体系の下で可能な限り、取扱いに差異があればその解消に努める。

なお、将来的には統一事業主番号の付与を行うことも検討。

③保険料の計算・賦課・納付の在り方

社会保険・労働保険の保険料の計算・賦課・納付に関し、事業主の利便性の向上等を図る観点から、賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、その在り方について引き続き検討。

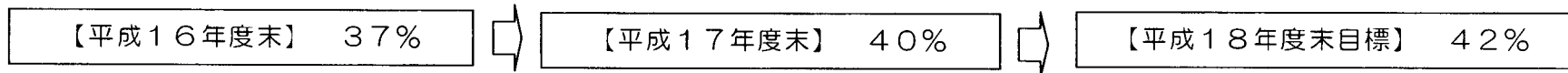
国民年金保険料に係る納付環境の整備について

国民年金保険料の収納に関しては、口座振替の利用を促進するとともに、納めやすい環境を整備するため、コンビニエンスストアやインターネットによる保険料の納付を実施している。今般、これらに加えて、クレジットカードによる保険料の納付について、平成19年度中の実施が可能となるよう法的整備を進める。

1. 口座振替

保険料の割引（平成17年4月から実施）や納め忘れの防止などのメリットを周知することにより、口座振替による納付の促進を図る。

【口座振替の利用率】



2. コンビニ納付（平成16年2月から実施）

（利用状況）

平成16年度	347万件
平成17年度	589万件

3. インターネット等を活用した電子納付（平成16年4月から実施）

（利用状況）

平成16年度	7万件
平成17年度	14万件

4. クレジットカード納付の導入（平成19年度中に開始）〈改正事項〉

クレジットカード納付を導入し、事務の効率化と納付率の向上を図り、口座振替による納付と合わせて、利用率50%を目指す。

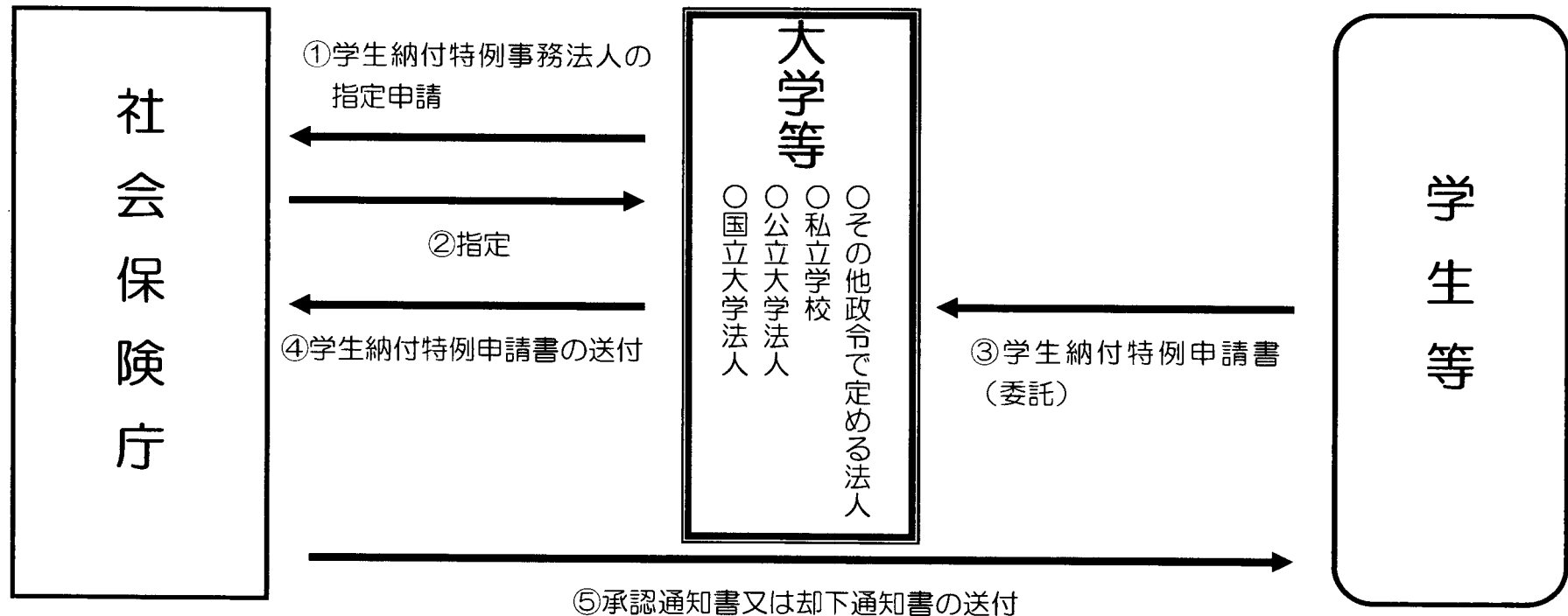
学生納付特例事務法人の創設について

○学生納付特例

国民年金法第90条の3の規定により、学生等である被保険者又は学生等であった被保険者（以下「学生等被保険者」という。）の申請に基づき、学生等である期間又は学生等であった期間のうち社会保険庁長官が指定する期間に係る保険料につき、保険料納付を猶予することとしている。

○大学等の教育施設における手続の代行

学生等被保険者の年金受給権の確保の観点から、学生納付特例を普及・推進するため、大学等の教育施設において、大学等の設置者が学生等被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることとする。



国民健康保険（市町村）との連携について

—国民年金保険料等の未納者に対する国保短期被保険者証の活用—

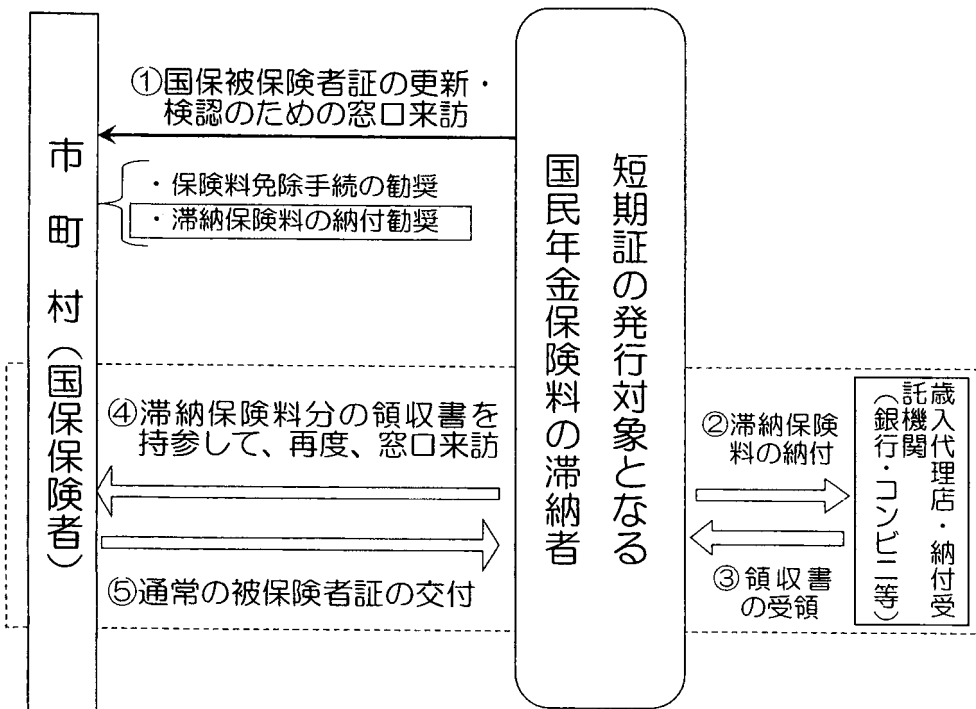
考え方

- ◎ 高齢化の進展とともに、地域経済に占める年金給付のウェイトが高まっており、今後、更なる高齢化の進展を考慮すると、年金受給権の確保は地域経済の発展のためにも重要な課題。
- ◎ 現在、介護保険料（1号）の徴収の80%は年金からの天引き（特別徴収）により行われており、市町村の効率的な事務の実施に貢献している。さらに、平成20年度から、新たな高齢者医療制度の保険料や前期高齢者の国保保険料についても、年金から天引きすることとされており、住民の年金受給権の確保は、このような仕組みが機能するための前提であり、医療保険財政や介護保険財政の安定的な運営上も不可欠。

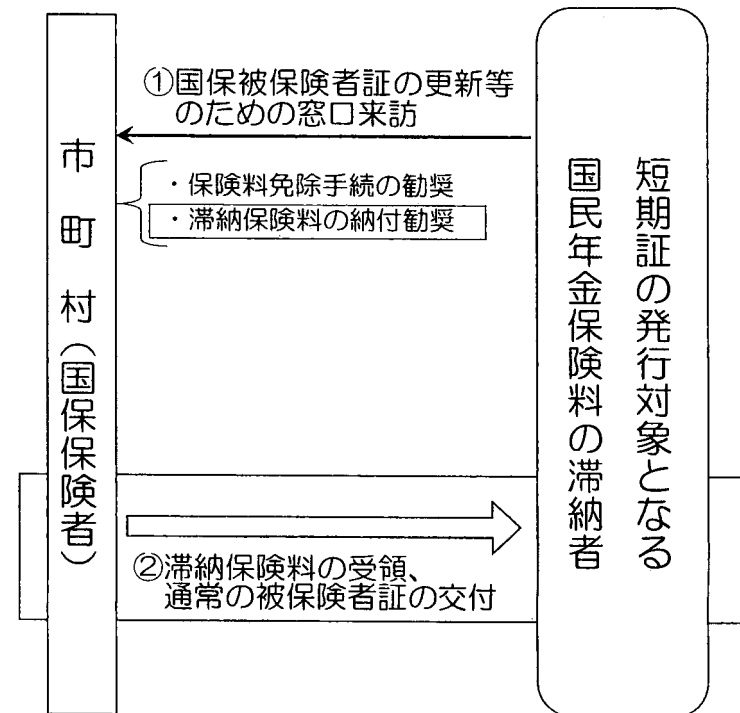
概要

- ◎ 現在、国保保険料（税）の未納がある場合には、市町村の判断により、国保の短期被保険者証（短期証）を発行することができるが、これに加え、国民年金保険料の未納がある場合についても、短期証を発行することとする。
 - 国保の短期証の仕組みは、市町村の窓口で短期証を発行することを通じて、市町村が保険料未納者との接触の機会を増やし、自主的な納付などを直接働きかけることを目的として設けられたもの。
 - ※ 短期証は、通常の被保険者証と比較して有効期限が短いのみで、市町村の窓口で検認・更新を経れば、医療機関においては通常どおり3割の窓口負担で受診が可能（資格証明書（窓口10割負担）とは異なる）。短期証の発行によって受診を抑制するものではない。
 - 今回の措置は、国民年金保険料の納付が行われていない住民に対して、短期証の仕組みを通じて、負担能力のない方への免除措置や、未納者への自主的な納付の働きかけを行い、市町村が住民の年金受給権を確保することができるようにするもの。
 - 今回の措置を実施する市町村に対しては、条件整備として、①未納者からの保険料の受領を可能とする（納付受託機関）、②住民の未納情報の提供、③住民の納付状況を確認するための情報端末装置の設置、④交付金による財政上の手当、といった措置を講ずる。

〈 市町村が保険料を受領できない【現行】 〉



〈 市町村を納付受託機関とする 〉



※ 市町村を納付受託機関とすることは、

- ・ 短期証の発行対象となる国民年金保険料の滞納者が被保険者証の更新等のために窓口を来訪した際に、滞納保険料をその場で支払うことができるようになるためのもの。
- ・ 市町村に国民年金保険料の徴収責任を負わせるものではない。

国民年金に関して市町村が行っている事務等について（現行制度）

法定受託

第1号被保険者の資格の届出の受理等

- 資格の取得・喪失、種別変更の届出の受理
- 氏名、住所変更の届出の受理
- 任意加入の申出の受理及び事実の審査
- 国民年金手帳の再交付申請の受理
- 付加保険料の納付・納付辞退の申出の受理及び事実の審査 等

年金たる給付の裁定請求の受理等

- 第1号被保険者期間のみの者に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求の受理及び事実の審査
- 年金額の改定の請求、氏名、住所、払渡方法の変更の届出の受理及び事実の審査 等

保険料免除の申請の受理等

- 法定免除該当届・非該当届の受理及び事実の審査
- 申請免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請の受理及び事実の審査

協力連携

国民健康保険料等市町村公金との集合徴収の
合同実施

資格取得届等提出時における納付督促、口座振
替、前納の促進

国民健康保険料等市町村公金と併せた口座振
替の促進

市町村発行の広報誌等への保険料納付督促及
び制度周知に関する広報記事の掲載

年金制度一般に関する相談対応

社会保険制度内の連携について（1）

－ 保険医療機関等・介護サービス事業者に係る社会保険料の納付の促進 －

考え方

- ◎ 社会保険制度においては、保険料の確保は欠くことのできない制度の存立基盤。このため、被保険者等による保険料の納付が重要であり、社会保険制度に関わる各関係者が、そのために力を合わせていく仕組みを整えることが必要。
- ◎ 保険医療機関等や介護サービス事業者は、医療保険や介護保険といった保険料を主たる財源とする事業に参加し、当該保険料を原資とする報酬を受ける主体。社会保険料を自主的に納付していただいていることが、当該事業へ参加するための前提であり、これらの者が、社会保険料を確実に納付する仕組みが設けられていることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要。
 - ※ ①介護保険料の年金から天引き（特別徴収）や、②平成20年度から実施される後期高齢者医療保険料（75歳以上）及び国保保険料（65歳～74歳）の年金からの天引きなどを踏まえると、年金は医療保険及び介護保険を支える重要な原資。今後の高齢化の進展を見据えると、こうした傾向は更に強まっていく。
- ◎ 社会保険に密接に関わる事業者による社会保険料の納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者の指定等（又は更新）を認めないこととすることが必要。併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。

概要

- ◎ 社会保険に密接に関わる次の事業者の指定等の申請に当たり、長期間にわたって（※）、次のそれぞれの保険料の自主的な納付がなかった場合には、当該指定等（又は更新）を認めないこととする。
 - 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者
 - ① 医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料、後期高齢者医療保険料等）、② 年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）
 - 介護サービス事業者
 - ① 介護保険料・医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料等）、② 年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）
- ※ 今回の措置は、長期間にわたり自主的な保険料の納付がない場合（滞納処分が行われた後もなお正当な理由なく3か月以上引き続き滞納している場合）を対象とするもの。したがって、申請の際に当該欠格事由に該当していたとしても、その後、滞納分の保険料を自主的に納付し、再度申請が行われれば、指定拒否にはならない。
- ※ また、新規指定の申請の際と更新の際を対象とするものであり、指定の取消事由とするものではない。
- ◎ 保険医療機関等や介護サービス事業者の関係団体が、当該団体の構成員等で未納となっている者に対し、国民年金保険料の納付状況の確認等を行うことができることとするとともに、そのために必要な情報を社会保険庁から当該団体に提供できることとする。

保険医療機関等・介護サービス事業者の指定・更新について（国民年金保険料の滞納の場合）

《今回の措置の要件等》

- 保険医療機関等・介護サービス事業者の指定等を対象とする（保険医や介護支援専門員等の登録を対象とするものではない）。
- 開設者・管理者等が滞納処分（差押）を受けたにもかかわらず、その後も引き続き滞納状態が3か月以上続く場合が対象。
（開設者・管理者等以外の従事者等は対象とならない。）
- ・ 滞納処分を受けたとしても、その後の保険料を納付していれば指定等は行われる。
- 指定申請と更新を対象とするものであり、指定等の取消しの対象とはしない。
- 要件該当で指定等が受けられなかった場合でも、その後、滞納分の保険料を納付して再申請を行えば、指定等は行われる。

【今回の措置に係る流れ】

